

<市第179号・180号議案関連資料>

## 保全異議申立事件についての民事保全法に基づく和解及び インターネット広報事業について

### 1 保全異議申立事件についての民事保全法に基づく和解（市第179号議案）

#### (1) 概要

本市ウェブサイトの再構築に係る委託契約については、本市は、請負事業者（以下「事業者」という。）に債務不履行があるとして契約を解除し、平成29年3月に損害賠償等を求める訴え（以下「本案訴訟」という。）を提起しました。

また、本案訴訟に先立ち、平成28年10月及び平成29年2月には債権保全を目的とした仮差押の申立を行い、これに対し、事業者から執行取消及び保全異議の申立て（以下「保全異議申立事件」という。）がなされました。

保全異議申立事件及び本案訴訟がそれぞれ進められましたが、その後、保全異議申立事件の中で、本案訴訟も含めた事件全体の解決を目的として、裁判所から和解案が示されました。内容を検討した結果、和解に応じることとします。

#### (2) 訴訟等の経緯

平成28年10月12日	横浜市は、事業者との契約を解除し、事業者に対し、支払った委託代金の返還及び関連する契約に基づく費用の損害賠償を請求した。
平成28年10月18日	横浜市は、事業者を支払った委託代金（42,336,000円）を被保全債権として、裁判所に仮差押の申立を行い、仮差押決定が出された。
平成28年11月30日	事業者は、仮差押決定の取り消しを求め、裁判所に保全異議申立を行った。
平成29年2月22日	横浜市は、事業者を支払った委託代金（37,314,000円）を被保全債権として、裁判所に2回目の仮差押の申立を行い、仮差押決定が出された。
平成29年3月14日	横浜市は、事業者に対し、172,124,073円の損害賠償等を請求するため、裁判所に本案訴訟を提起した。
平成30年2月13日	保全異議申立事件の中で、裁判所から横浜市及び事業者に対して、和解案が示された。

#### (3) 和解の相手方

株式会社ジークス 代表取締役 渡辺 浩

（所在地：東京都千代田区神田神保町2丁目40番5号）

#### (4) 和解金額

45,534,600円

## (5) 和解に応じる理由

- ア 公正中立な立場である裁判所から、事件全体を早期に解決するよう和解勧告があったこと。
- イ 本市代理人やセカンドオピニオンなど、複数の弁護士にも相談したところ、裁判所の和解勧告に応じるべきとの見解が示されたこと。
- ウ 訴訟による紛争解決には長期間を要すると見込まれるところ、社会情勢の変化等により、相手方が将来にわたって業績を維持できる保証はないこと。
- エ 訴訟が長期に渡れば本市にとっても人件費や事務経費がかかること。

## 2 インターネット広報事業にかかる補正予算について（市第180号議案）

### (1) 概要

今回の和解に伴い、和解金の受入と弁護士報酬の支払を実施します。

### (2) 補正予算額

- ア 歳入
  - 和解金 45,534,600円
- イ 歳出
  - 弁護士報酬 2,592,000円

※歳入歳出の差額（42,942,600円）は財政調整基金に積み立てます。